

各 学 校 法 人 理 事 長 様  
各 私 立 高 等 学 校 長 様  
(通信制の課程)

大阪府府民文化部私学・大学課長

高等学校等就学支援金の交付に係る事務処理日程等について (通知)

標記支援金の当面の事務処理について、下記のとおり行いますのでお知らせします。

記

## 1 変更交付決定 (予定: 2月16日 (月)) までの事務の流れについて

### **【2月9日 (月) までに府への提出が必要な書類】**

#### **①変更交付申請書 (要綱様式2、様式2 (別添)) (新制度用・旧制度用各1枚)**

※年間所要額を算定の上、変更交付申請書を作成してください。

※様式2 (別添) について、「錯誤訂正分ほか上記に該当しないもの」の欄に記入した場合は、その明細を記したものを提出願います。

#### **②変更交付申請額月別内訳**

### **■ 2月16日 (月) に学校へ変更交付決定通知予定**

・ 変更交付申請書の審査後、変更交付決定の通知

※変更交付決定の通知を受領後、各学校において「変更支給決定通知書 (旧様式38) (様式54)」を当該生徒に交付してください。

## 2 変更交付決定 (予定: 3月13日 (金)) までの事務の流れについて

### **■ 3月9日 (月) までに府への提出が必要な書類**

#### **①変更交付申請書 (要綱様式2、様式2 (別添)) (新制度用・旧制度用各1枚)**

##### **(該当法人のみ提出)**

・ 申請・消滅・停止・加算等の案件が生じたために変更交付申請額(※1)に比べ実績見込額が増減する場合、所要額を算定のうえ変更交付申請書を作成してください。

・ 平成26年度最終の変更交付申請です。

(※1) 変更交付申請書 (平成27年2月9日 (金) 提出期限) 記載の変更交付申請額

#### **② 変更交付申請額月別内訳**

### **■ 3月13日 (金) に学校へ変更交付決定通知予定**

・ 変更交付申請書の審査後、変更交付決定の通知

※変更交付決定の通知を受領後、各学校において「変更支給決定通知書 (旧様式38) (様式54)」を当該生徒に交付してください。

### 3 実績報告（締め切り：4月2日（木））の手続きについて

#### ■ 4月2日（木）までに府への提出が必要な書類

##### 実績報告書（要綱様式4）及び実績報告額内訳

- ・実績に基づき報告書を作成してください。
- ・実績の確定に伴い、既受領額が実績額を超過している場合は、その超過額を返還していただくことになります。

#### ■ 4月10日（金）（予定）に学校へ額の確定通知

- ・実績報告書の審査後、額の確定の通知をします。
- ・超過額がある場合は、返還の通知を行います。（該当法人のみ）

### 4 受給資格認定等にかかる随時処理について

#### ■申請・消滅・停止等の案件が生じる都度、府への提出が必要な書類

毎月5日、20日の18時（2月は5（木）、20（金）・3月は5（木））までにセキュアSAMBAにデータを保存の上、帳票を郵送

##### ①受給資格の確認ができた受給資格認定申請者一覧（府様式2）〔通信制のうち1単位あたりの授業料を徴収する場合：府様式3〕

##### ②受給資格消滅者一覧（府様式9）

※生徒の退学、転学などにより、受給権が消滅した場合に消滅者一覧を提出してください。

（卒業又は支給期間満了の場合は、提出不要）

※消滅者一覧の備考欄には、受給資格認定を受けた月（支給開始月）における残支給期間〔月数〕（例：36月）と最終在籍日（例：H26. 8. 31付転学）を記入してください。また、支給停止期間がある場合には、その期間も記入してください。（例：支給停止H25. 9～H26. 3）

※1単位あたりの授業料を徴収する場合には、消滅者一覧に別紙様式（受給資格消滅者一覧（1単位あたりの授業料を徴収する場合）の添付資料）を添付してください。この場合、支給停止期間については、備考欄への記入を省略することができます。

##### ③支給停止申出書（国様式第2号）（旧国様式第3号）

※生徒が休学し支給停止の申出があった場合に、申出書原本を府へ提出してください。

※申出書の余白（氏名欄の上段右端）には、当該生徒の認定番号を記入してください。

（例：13-027-0096-1234）

※支給停止は、休学期間に限り申し出ることができます。また、支給停止しないこともできます。支給停止は、学校が申出書を受理した月の翌月から行うこととなりますので注意してください。但し、月の初日に支給停止申出書を受理した場合は、当該月分から停止となります。（例：H26. 9. 1から休学し、H26年9月から支給停止をしようとする場合は、H26. 9. 1までに申出書を提出）

##### ④支給再開申出書（国様式第3号）（旧国様式第4号）

※生徒が復学した場合には、必ず、支給再開申出書を学校へ提出させ、原本を府へ提出してください。支給再開は、学校が申出書を受理した月の翌月から行うこととなります。なお、月の初日に支給再開申出書を受理した場合は、当該月分から再開となります。（例：H26. 9. 10から復学（H26. 9. 9まで休学）し、H26年10月から支給再開をしようとする場合は、H26. 10. 1までに申出書を提出）

※申出書の余白（氏名欄の上段右端）には、当該生徒の認定番号と支給停止期間を記入してください。（例：認定番号：13-027-0096-1234、支給停止期間例：H26年1月～H26年9月）

## 5 その他

■変更交付申請後から実績確定前までに2月までの消滅が判明した場合

●臨時の処理を検討します。判明した時点で至急、大阪府担当者に連絡願います。

※原則、3月5日（木）の最終処理までに行ってください。

■3月31日転退学者の処理について

●授業料支援補助金の実績報告・確定後に処理を行っていただき、4月15日（水）を締切りとして消滅等の処理を受け付けます。

今回の資料については、大阪府ホームページに掲載していますので、次のアドレスから閲覧いただきますようお願いいたします。

【大阪府ホームページアドレス】（通知、お知らせ等）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/tuuti.html>

大阪府府民文化部私学・大学課  
小中高振興グループ 牧・岡本  
電話 06-6210-9275 内線 4835